

平成28年11月3日の米軍北部訓練場周辺におけるヘリパッド建設工事に反対する主な抗議行動の概要と違法性(乙17ご対照)

時間	抗議行動等の状況	抗議行動の違法性	警察の対応
午前6時29分	抗議参加者らが、国頭村と東村を結ぶ唯一の道路である沖縄県道70号線上のN1入口付近で、集会のため道路上に板を敷いて座り込む準備をするなどして、違法に道路の交通を著しく妨げたもので、抗議参加者らは自らの主張を通すため、危険かつ違法に道路の交通を阻害した。	▼無許可の集会(道路交通法77条1項4号) ▼座り込み等の禁止(道路交通法76条4項2号) ▼物件等の放置(道路交通法76条3項)	◇抗議参加者の道路への飛び出し等や工事関係者等への妨害行為等を警戒
午前7時55分	抗議参加者20名が、国頭村在の採石場付近で工事車両等に対し、時には道路上で立ち塞がるなどして北部訓練場ヘリパッド建設反対のアピール活動を行ったもので、抗議参加者らは自らの主張を通すため、危険かつ違法に道路の交通と工事関係者等の業務活動を阻害した。	▼座り込み等の禁止(道路交通法76条4項2号) ▼工事関係者等への威力業務妨害罪(刑法234条)	◇道路交通法違反である旨警告 ◇抗議参加者の道路への飛び出し等や工事関係者等への妨害行為等を警戒
午前7時59分	抗議参加者2名が、大宜味村在の国道58号津波交差点付近で工事車両等に対し、時には道路上に飛び出すような態度をとるなどして北部訓練場ヘリパッド建設反対のアピール活動を行ったもので、抗議参加者らは自らの主張を通すため、危険かつ違法に道路の交通と工事関係者等の業務活動を阻害した。	▼工事車両等への人の飛び出し(道路交通法13条1項) ▼工事関係者等への威力業務妨害罪(刑法234条)	◇道路交通法違反である旨警告 ◇抗議参加者の道路への飛び出し等や工事関係者等への妨害行為等を警戒
午前8時14分	抗議参加者40名が、国頭村と東村を結ぶ唯一の道路である沖縄県道70号線上のN1入口付近で、道路上に板を敷いて座り込む等して集会を開始し、違法に道路の交通を著しく妨げたもので、抗議参加者らは自らの主張を通すため、危険かつ違法に道路の交通と工事関係者等の業務活動を阻害した。	▼無許可の集会(道路交通法77条1項4号) ▼座り込み等の禁止(道路交通法76条4項2号) ▼物件等の放置(道路交通法76条3項) ▼工事車両等への人の飛び出し(道路交通法13条1項) ▼工事関係者等への威力業務妨害罪(刑法234条)	◇道路交通法違反である旨警告 ◇抗議参加者の道路への飛び出し等や工事関係者等への妨害行為等を警戒
午前9時16分	抗議参加者8名が、国頭村と東村を結ぶ唯一の道路である沖縄県道70号線上の東村字宮城在県道70号線41.5キロポスト(「緑の水がめ国有林」の看板)付近で車両5台を道路両側に駐車して大型車両の通行を妨害し、違法に道路の交通を著しく妨げたもので、抗議参加者らは自らの主張を通すため、危険かつ違法に道路の交通と工事関係者等の業務活動を阻害した。(乙15の2ないし3ご参照)	▼駐車方法(道路交通法47条2項) ▼工事車両等への人の飛び出し(道路交通法13条1項) ▼工事関係者等への威力業務妨害罪(刑法234条)	◇道路交通法違反である旨警告 ◇抗議参加者の道路への飛び出し等や工事関係者等への妨害行為等を警戒
午前9時21分	抗議参加者70名が、国頭村と東村を結ぶ唯一の道路である沖縄県道70号線上のN1入口付近で、道路上に板を敷いて座り込む等して集会を継続し、違法に道路の交通を著しく妨げたもので、抗議参加者らは自らの主張を通すため、危険かつ違法に道路の交通と工事関係者等の業務活動を阻害した。(乙15の1ご参照)	▼無許可の集会(道路交通法77条1項4号) ▼座り込み等の禁止(道路交通法76条4項2号) ▼物件等の放置(道路交通法76条3項) ▼工事車両等への人の飛び出し(道路交通法13条1項) ▼威力業務妨害罪(刑法234条)	◇道路交通法違反である旨警告後、10:20から抗議参加者の移動措置を開始し、10:44に車両の通行を確保 ◇抗議参加者の道路への飛び出し等や工事関係者等への妨害行為等を警戒
午前9時27分	抗議参加者20名が、国頭村と東村を結ぶ唯一の道路である沖縄県道70号線上の東村字宮城在県道70号線41.5キロポスト(「緑の水がめ国有林」の看板)付近で車両5台を道路両側に駐車して大型車両への通行妨害を継続し、違法に道路の交通を著しく妨げたもので、抗議参加者らは自らの主張を通すため、危険かつ違法に道路の交通と工事関係者等の業務活動を阻害した。(乙15の2ないし3ご参照)	▼駐車方法(道路交通法47条2項) ▼工事車両等への人の飛び出し(道路交通法13条1項) ▼工事関係者等への威力業務妨害罪(刑法234条)	◇道路交通法違反である旨警告後、09:34から簡易レッカーで車両3台を移動開始して、09:40から工事車両等の通行を確保 ◇10:10に斜め駐車して危険かつ違法に通行妨害していた車両3台を駐車違反で検挙 ◇抗議参加者の道路への飛び出し等や工事関係者等への妨害行為等を警戒
午前9時47分	再度、抗議参加者らが、国頭村と東村を結ぶ唯一の道路である沖縄県道70号線上の東村字宮城在県道70号線41.5キロポスト(「緑の水がめ国有林」の看板)の北側付近で車両6台を道路両側に駐車して大型車両の通行を妨害し、違法に道路の交通を著しく妨げたもので、抗議参加者らは自らの主張を通すため、危険かつ違法に道路の交通と工事関係者等の業務活動を阻害した。(乙15の4ご参照)	▼駐車方法(道路交通法47条2項) ▼工事車両等への人の飛び出し(道路交通法13条1項) ▼工事関係者等への威力業務妨害罪(刑法234条)	◇道路交通法違反である旨警告後、09:50から簡易レッカーにより車両3台を移動させ、10:03に工事車両の走行を確保 ◇抗議参加者の道路への飛び出し等や工事関係者等への妨害行為等を警戒
午前10時17分	抗議参加者車両5台が、国頭村と東村を結ぶ唯一の道路である沖縄県道70号線上の東村字高江在共同売店の南側で工事車両の前方を低速走行して通行を妨害し、違法に道路の交通を著しく妨げたもので、抗議参加者らは自らの主張を通すため、危険かつ違法に道路の交通と工事関係者等の業務活動を阻害した。	▼低速走行(道路交通法27条2項) ▼工事関係者等への威力業務妨害罪(刑法)234条	◇道交法違反である旨警告後、10:24に低速走行の同抗議参加者車両を停車させ、これを追い越して工事車両等の通行を確保
午前10時48分	N1入口付近で抗議参加者女性1名が、工事車両の前に飛び出して寝そべり、大型車両の通行を妨害し、違法に道路の交通を著しく妨げたもので、抗議参加者は自らの主張を通すため、危険かつ違法に道路の交通と工事関係者等の業務活動を阻害した。(乙21の1ご参照)	▼工事車両等への人の飛び出し(道路交通法13条1項) ▼工事関係者等への威力業務妨害罪(刑法234条)	◇現場の警察官が制止
午前11時零分	N1入口付近で上記の抗議参加者女性1名が、再度、工事車両の前に飛び出し、大型車両の通行を妨害し、違法に道路の交通を著しく妨げたもので、抗議参加者は自らの主張を通すため、危険かつ違法に道路の交通と工事関係者等の業務活動を阻害した。	▼工事車両等への人の飛び出し(道路交通法13条1項) ▼工事関係者等への威力業務妨害罪(刑法234条)	◇現場の警察官が制止
午前11時17分	N1入口付近で上記の抗議参加者女性1名が、再々度、工事車両の前に飛び出し、大型車両の通行を妨害し、違法に道路の交通を著しく妨げたもので、抗議参加者は自らの主張を通すため、執拗に危険かつ違法な方法で道路の交通と工事関係者等の業務活動を阻害した。(乙21の2ご参照)	▼工事車両等への人の飛び出し(道路交通法13条1項) ▼工事関係者等への威力業務妨害罪(刑法234条)	◇現場の警察官が制止
午後2時16分	抗議参加者車両1台が、国頭村と東村を結ぶ唯一の道路である沖縄県道70号線上のN1入口付近で警察車両の通行を妨害し同所で渋滞を発生させたもので、抗議参加者は自らの主張を通すため、危険かつ違法に道路の交通と警察官の業務活動を阻害した。	▼車両による飛び出し(道路交通法70条) ▼駐車方法(道路交通法47条2項) ▼公務執行妨害罪(刑法95条)	◇道路交通法等違反である旨警告後、14:21に抗議参加者車両を移動させ通行を回復し渋滞を解消
午後2時38分	抗議参加者10名(最盛時30名)が、米軍北部訓練場内H地区ヘリパッド付近に不法侵入して、15:54に工事が終了するまで工事関係者等への抗議活動を行ったもので、抗議参加者は自らの主張を通すため、違法であることを承知の上で、米軍施設内に不法侵入し、工事関係者等の業務活動を阻害した。	▼米軍施設内への不法侵入(いわゆる刑事特別法2条) ▼工事関係者等への威力業務妨害罪(刑法234条)	◇不法侵入である旨警告するとともに、工事関係者等への妨害行為等を警戒